主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤邦雄の上告趣意第一点は事実誤認、同第二点は単なる法令違反の各主 張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

弁護人松本一郎の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、所論引用の判例はいずれも事案を異にし本件に適切ではなく、適法な判例違反の主張にあたらない。同弁護人の上告趣意第二点のうち、当裁判所の判例違反をいう点は、当該判例を具体的に示していないから、適法な判例違反の主張にあたらず(所論に引用されている東京高等裁判所の判決は、事案を異にし本件に適切ではない。)、その余の点は、単なる法令違反ならびに事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。同弁護人の上告趣意第三点は、事実誤認ならびに単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。同法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四五年六月一一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健 —	郎